

平成 27 年 8 月 27 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 アルバック
代 表 者 名 代 表 取 締 役 執 行 役 員 社 長 小日向久治
(コード番号:6728 東証一部)
問 合 せ 先 経 営 企 画 室 広 報 ・ IR 室 長 鈴木 憲明
(TEL. 0467-89-2033 大代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 8 月 27 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 9 月 29 日開催予定の第 111 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 発行済のA種種類株式につき、平成27年7月3日付で全株式を取得及び消却したことにともない、当社の発行する株式が普通株式のみとなったことからA種種類株式及びB種種類株式に関する規定を削除するとともに、その他所要の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、その期待される役割を十分に発揮できるよう、所要の変更を行うものであります。

なお、定款第31条の変更に关しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は添付のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 9 月 29 日
定款変更の効力発生日	平成 27 年 9 月 29 日

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p>
<p>(発行可能株式総数)</p>	<p>(発行可能株式総数)</p>
<p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>100,039,000株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。</u></p> <p>普通株式 100,000,000株</p> <p>A種種類株式 1,500株</p> <p>B種種類株式 37,500株</p>	<p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>100,000,000株とする。</u></p>
<p>(単元株式数)</p>	<p>(単元株式数)</p>
<p>第8条 当社の単元株式数は、<u>普通株式につき100株とし、A種種類株式につき1株、B種種類株式につき1株とする。</u></p> <p>第2章の2 A種種類株式</p>	<p>第8条 当社の単元株式数は、<u>100株とする。</u></p> <p style="text-align: right;">(削除)</p>
<p>(A種種類株式)</p>	<p style="text-align: right;">(削除)</p>
<p>第12条の2 当社の発行するA種種類株式の内容は次のとおりとする。</p>	<p style="text-align: right;">(削除)</p>
<p>1. 剰余金の配当</p>	<p style="text-align: right;">(削除)</p>
<p>(1) A種期末配当金</p>	<p style="text-align: right;">(削除)</p>
<p>当社は、剰余金の期末配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種種類株式を有する株主（以下「A種種類株主」という。）またはA種種類株式の登録株式質権者（A種種類株主と併せて以下「A種種類株主等」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（普通株主と併せて以下「普通株主等」という。）およびB種種類株式を有する株主（以下「B種種類株主」という。）またはB種種類株式の登録株式質権者（両者を併せて以下「B種種類株主等」という。）に先立ち、A種種類株式1株につき、A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に、下記1.(2)に定める配当年率（以下「A種配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭（以下「A種期末配当金」という。）の配当をする。なお、A種期末配当金に、各A種種類株主等の保有に係るA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p>	<p style="text-align: right;">(削除)</p>
<p>(2) A種配当年率</p>	<p style="text-align: right;">(削除)</p>
<p>A種配当年率は、平成27年6月30日までの期間においては3.5%とし、平成27年7月1日以降の期間においては4.0%とする。</p>	<p style="text-align: right;">(削除)</p>
<p>(3) 非参加条項</p>	<p style="text-align: right;">(削除)</p>
<p>A種種類株主等に対しては、A種期末配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。</p>	<p style="text-align: right;">(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(4) 累積条項</u> ある事業年度においてA種種類株主等に対してする剰余金の配当の額がA種期末配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額（1株当たりの累積未払金を、以下「A種累積未払配当金相当額」という。）については、当該翌事業年度以降、A種期末配当金並びに普通株主等およびB種種類株主等に対する剰余金の配当に先立ち、A種種類株主等に対して支払う。</p> <p><u>2. 残余財産の分配</u> <u>(1) 残余財産の分配</u> 当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、普通株主等およびB種種類株主等に先立ち、A種種類株式1株につき、A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に、A種累積未払配当金相当額および下記2.(3)に定める経過A種配当金相当額を加えた額の金銭（以下「A種残余財産分配額」といい、以下同様とする。）を支払う。なお、A種残余財産分配額に、各A種種類株主等の保有に係るA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p><u>(2) 非参加条項</u> A種種類株主等に対しては、上記2.(1)のほか、残余財産の分配は行わない。</p> <p><u>(3) 経過A種配当金相当額</u> A種種類株式1株当たりの経過A種配当金相当額は、A種期末配当金の額に、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数を乗じた金額を360で除して得られる額をいう。但し、かかる計算上1ヶ月を30日、1年を12ヶ月からなる360日として（1ヶ月に満たない場合は経過日数を基準として）計算するものとする。</p> <p><u>3. 議決権</u> A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</p> <p><u>4. 普通株式を対価とする取得請求権</u> <u>(1) 株式対価取得請求権</u> A種種類株主は、平成24年9月29日（同日を含む。）以降いつでも、当社に対して、下記4.(2)に定める数の普通株式の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし（以下「A種転換請求」という。）、当社は、当該A種転換請求に</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、下記4.(2)に定める数の普通株式を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。</u></p> <p><u>(2) A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数</u></p> <p><u>A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、A種転換請求に係るA種種類株式の数にA種残余財産分配額を乗じて得られる額を、下記4.(3)乃至(5)で定める取得価額で除して得られる数とする。</u></p> <p><u>なお、本(2)においては、上記2.(3)に定める経過A種配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をそれぞれ「A種転換請求が効力を生じた日」と読み替えて、経過A種配当金相当額を計算する。また、A種転換請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。</u></p> <p><u>(3) 当初取得価額</u> 578円</p> <p><u>(4) 取得価額の修正</u> 取得価額は、平成25年11月1日(同日を含む。)以降の毎年5月1日および11月1日(以下「A種修正日」という。)に、A種修正日における時価(以下に定義する。)の95%に相当する額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)に修正され(以下、本4.(4)においてかかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。)、修正後取得価額は同日より適用される。但し、当該価額が1,156円(以下「A種上限取得価額」という。)を上回る場合には、修正後取得価額はA種上限取得価額とし、375円(以下「A種下限取得価額」という。)を下回る場合には、修正後取得価額はA種下限取得価額とする。</p> <p><u>「A種修正日における時価」とは、各A種修正日に先立つ30連続取引日(以下、本4.(4)において「取得価額算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)が発表する当会社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。なお、取得価額算定期間中に下記4.(5)に規定する事由が生じた場合、上記のVWAPの平均値は下記4.(5)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>「取引日」とは、東京証券取引所において当会社普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAPが公表されない日は含まないものとし、以下同様とする。</p> <p>(5) A種取得価額等の調整</p> <p>ア 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額、A種上限取得価額およびA種下限取得価額（併せて以下「A種取得価額等」という。）を調整する。</p> <p>①普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、以下の算式によりA種取得価額等を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、以下の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。</p> $\text{調整後 A種取得価額等} = \frac{\text{調整前 A種取得価額等}}{\text{分割前発行済普通株式数}} \times \text{分割後発行済普通株式数}$ <p>調整後A種取得価額等は、株式の分割に係る基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。</p> <p>②普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、A種取得価額等を調整する。</p> $\text{調整後 A種取得価額等} = \frac{\text{調整前 A種取得価額等}}{\text{併合前発行済普通株式数}} \times \text{併合後発行済普通株式数}$ <p>③下記4.(5)エに定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本4.(5)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「A種取得価額等調整式」という。）によりA種取得価額等を調整する。調整後A種取得価額等は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>期間の最終日)の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。</p> $\begin{array}{l} \text{調整後} \\ \text{A種取得価額等} \end{array} = \begin{array}{l} \text{調整前} \\ \text{A種取得価額等} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{(発行済普通株式数-当社が保有する普通株式の数)} \\ \text{+ 新たに発行する普通株式の数} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{新たに発行する普通株式の1株当たり払込金額} \\ \text{普通株式1株当たりの時価} \end{array}}$ <p>④当社に取得をさせることによりまたは当社に取得されることにより、下記4.(5)エに定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本4.(5)ア④において同じ。)に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本4.(5)ア④において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、A種取得価額等調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後A種取得価額等とする。調整後A種取得価額等は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>⑤行使することによりまたは当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記4.(5)エに定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本4.(5)ア⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、A種取得価額等調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後A種取得価額等とする。調整後A種取得価額等は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本4.(5)ア⑤によるA種取得価額等の調整は、当会社または当会社の子会社の取締役、監査役または従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。</u></p> <p><u>イ 上記アに掲げた事由によるほか、下記A.乃至C.のいずれかに該当する場合には、当会社はA種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後A種取得価額等、適用の日およびその他必要な事項を通知したうえ、A種取得価額等の調整を適切に行うものとする。</u></p> <p><u>A. 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継または新設分割のためにA種取得価額等の調整を必要とするとき。</u></p> <p><u>B. A種取得価額等を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後のA種取得価額等の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</u></p> <p><u>C. その他、発行済普通株式数（但し、当会社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によってA種取得価額等の調整を必要とするとき。</u></p> <p><u>ウ A種取得価額等の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</u></p> <p><u>エ A種取得価額等調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後A種取</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>得価額等を適用する日に先立つ30連続取引日の東京証券取引所が発表する当会社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値とする。</u></p> <p><u>オ A種取得価額等の調整に際し計算を行った結果、調整後A種取得価額等と調整前A種取得価額等との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。</u></p> <p><u>5. 金銭を対価とする取得条項</u></p> <p><u>(1) 金銭対価取得条項</u></p> <p><u>当社は、平成24年9月29日（同日を含む。）以降いつでも、当社取締役会が別に定める日（以下「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、A種種類株主等に対して、金銭対価償還日の35取引日前までに書面による通知（撤回不能とする。）を行った上で、法令上可能な範囲で、金銭を対価として、A種種類株式の全部または一部を取得することができる（A種種類株式の一部を取得する時は、比例按分の方法による。）ものとし（以下「金銭対価償還」という。）、当社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数に<i>i</i> A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に下記5.(2)に定める償還係数を乗じて得られる額並びに <i>ii</i> A種累積未払配当金相当額および上記2.(3)に定める経過A種配当金相当額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本5.(1)においては、上記2.(3)に定める経過A種配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をそれぞれ金銭対価償還日と読み替えて、経過A種配当金相当額を計算する。また、金銭対価償還に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p><u>(2) 償還係数</u></p> <p><u>償還係数は、金銭対価償還日が <i>i</i> 平成24年9月29日（同日を含む。）から平成28年9月30日（同日を含む。）までのいずれの日である場合においては1.15、 <i>ii</i> 平成28年10月1日（同日を含む。）から平成29年9月30日（同日を含む。）までのいずれの日である場合においては1.20、 <i>iii</i> 平成29年10月1日（同日を含む。）以降においては1.25とする。</u></p> <p><u>6. 金銭およびB種種類株式を対価とする取得請求権</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(1) <u>金銭および株式対価取得請求権</u> <u>A種種類株主は、平成27年10月1日（同日を含む。）以降いつでも、当会社に対して金銭およびB種種類株式を対価として、その有するA種種類株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし（以下「金銭および株式対価取得請求」という。）、当会社は、当該金銭および株式対価取得請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該金銭および株式対価取得請求に係るA種種類株式の数にA種残余財産分配額を乗じて得られる額の金銭および下記6.(2)に定める数のB種種類株式を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本6.(1)においては、上記2.(3)に定める経過A種配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をそれぞれ「当該金銭および株式対価取得請求が効力を生じた日」（以下「金銭および株式対価取得請求日」という。）と読み替えて、経過A種配当金相当額を計算する。但し、当該金銭および株式対価取得請求がなされたA種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭が、金銭および株式対価取得請求日における分配可能額（会社法第461条第2項に定める分配可能額をいい、以下同様とする。）を超える場合には、金銭および株式対価取得請求日における分配可能額を限度として、金銭および株式対価取得請求がなされたA種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、A種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったA種種類株式については、取得請求がなされなかったものとみなす。</u></p> <p>(2) <u>A種種類株式の取得と引換えに交付するB種種類株式の数</u> <u>上記6.(1)によるA種種類株式の取得と引換えに交付するB種種類株式の数は、金銭および株式対価取得請求日が、i平成27年10月1日（同日を含む。）から平成28年9月30日（同日を含む。）までのいずれかの日である場合においては、金銭および株式対価取得請求に係るA種種類株式の数に15を乗じて得られる数、ii平成28年10月1日（同日を含む。）から平成29年9月30日（同日を含む。）までのいずれかの日である場合においては、金銭および株式対価取得請求に係るA種種類株式の数に20を乗じて得られる数、iii平成29年10月1日（同日を含む。）以降においては、金銭および株式対価取得請求に係るA種種類株式の</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>数に25を乗じて得られる数とする。また、<u>金銭および株式対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付するB種種類株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。</u></p>	
<p><u>7. 株式の併合または分割、募集株式の割当て等</u></p>	(削除)
<p><u>(1) 株式の併合または分割</u> 当社は、<u>A種種類株式について株式の併合または分割は行わない。</u></p>	
<p><u>(2) 募集株式の割当て等</u> 当社は、<u>A種種類株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。</u></p>	
<p><u>8. 譲渡制限</u> <u>A種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。</u></p>	(削除)
<p><u>9. 法令変更等</u> <u>法令の変更等に伴いA種種類株式の内容の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。</u></p>	(削除)
<p><u>第2章の3 B種種類株式</u> <u>(B種種類株式)</u></p>	(削除) (削除)
<p><u>第12条の3 当社の発行するB種種類株式の内容は次のとおりとする。</u></p>	
<p><u>1. 剰余金の配当</u> <u>(1) B種期末配当金</u> 当社は、<u>剰余金の期末配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日（以下「B種期末配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載または記録されたB種種類株主等に対し、普通株主等と同順位で、B種種類株式1株につき、B種種類株式1株当たりの下記2.(1)に定めるB種残余財産分配額に、下記1.(2)に定める配当年率（以下「B種配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭（以下「B種期末配当金」という。）の配当をする。なお、B種期末配当金に、各B種種類株主等の保有に係るB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</u></p>	(削除)
<p><u>(2) B種配当年率</u> <u>B種配当年率は、B種期末配当基準日が属する事業年度中の日を基準日として普通株式に対して行われる普通株式1株当たりの</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>剰余金の配当の総額をB種期末配当基準日から起算して3取引日前の日（同日を含む。）に先立つ30連続取引日（以下、本1.(2)において「B種配当年率算定期間」という。）の東京証券取引所が公表する当会社の普通株式の普通取引のVWA Pの平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）で除して得られた比率とする。なお、B種配当年率算定期間中に下記4.(5)に規定する事由が生じた場合は、上記のVWA Pの平均値は下記4.(5)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。</u></p> <p><u>(3) 非参加条項</u> B種種類株主等に対しては、B種期末配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。</p> <p><u>(4) 非累積条項</u> ある事業年度においてB種種類株主等に対してする剰余金の配当の額がB種期末配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p><u>2. 残余財産の分配</u></p> <p><u>(1) 残余財産の分配</u> 当社は、残余財産を分配するときは、B種種類株主等に対し、普通株主等と同順位で、B種種類株式1株につき、B種種類株式1株当たり100,000円（以下「B種残余財産分配額」という。）を支払う。なお、B種残余財産分配額に、各B種種類株主等の保有に係るB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p><u>(2) 非参加条項</u> B種種類株主等に対しては、上記2.(1)のほか、残余財産の分配は行わない。</p> <p><u>3. 議決権</u> B種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</p> <p><u>4. 普通株式を対価とする取得請求権</u></p> <p><u>(1) 株式対価取得請求権</u> B種種類株主は、いつでも、当社に対して、下記4.(2)に定める数の普通株式の交付と引換えに、その有するB種種類株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし（以下「B種転換請求」という。）、当社は、当該B種転換請求に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、下記4.(2)に定める数の普通株式を、当該B種種類株主に対して交付するものとする。</p> <p><u>(2) B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、B種転換請求に係るB種種類株式の数にB種残余財産分配額を乗じて得られる額を、下記4.(3)乃至4.(5)で定める取得価額で除して得られる数とする。また、B種転換請求に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。</u></p> <p><u>(3) 当初取得価額</u> 578円</p> <p><u>(4) 取得価額の修正</u> 取得価額は、平成27年11月1日（同日を含む。）以降の毎年5月1日および11月1日（以下「B種修正日」という。）に、B種修正日における時価（以下に定義する。）の95%に相当する額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に修正され（以下、本4.(4)においてかかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）、修正後取得価額は同日より適用される。但し、当該価額が781円（以下「B種上限取得価額」という。）を上回る場合には、修正後取得価額はB種上限取得価額とし、375円（以下「B種下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額はB種下限取得価額とする。</p> <p><u>「B種修正日における時価」とは、各B種修正日に先立つ30連続取引日（以下、本4.(4)において「取得価額算定期間」という。）の東京証券取引所が発表する当会社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。なお、取得価額算定期間中に下記4.(5)に規定する事由が生じた場合、上記のVWAPの平均値は下記4.(5)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。</u></p> <p><u>(5) 取得価額等の調整</u> ア 平成24年9月29日（同日を含む。）以降、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額、B種上限取得価額およびB種下限取得価額（併せて以下「B種取得価額等」という。）を調整する。</p> <p><u>①普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、以下の算式によりB種取得価額等を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、以下の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。</p> <p>調整後 B種取得価額等 = $\frac{\text{調整前 B種取得価額等} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}}{\text{調整前 B種取得価額等}}$</p> <p>調整後 B種取得価額等は、株式の分割に係る基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。</p> <p>②普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、B種取得価額等を調整する。</p> <p>調整後 B種取得価額等 = $\frac{\text{調整前 B種取得価額等} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}}{\text{調整前 B種取得価額等}}$</p> <p>③下記4.(5)エに定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本4.(5)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「B種取得価額等調整式」という。）によりB種取得価額等を調整する。調整後B種取得価額等は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。</p> <p>調整後 B種取得価額等 = $\frac{\text{調整前 B種取得価額等} \times \frac{\text{（発行済普通株式数-当社が保有する普通株式の数）} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}}{\text{（発行済普通株式数-当社が保有する普通株式の数）} + \text{新たに発行する普通株式の数}}$</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>④当会社に取得をさせることによりまたは当会社に取得されることにより、下記4.(5)エに定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本4.(5)ア④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本4.(5)ア④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、B種取得価額等調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後B種取得価額等とする。調整後B種取得価額等は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>⑤行使することによりまたは当会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記4.(5)エに定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本4.(5)ア⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、B種取得価額等調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後B種取得価額等とする。調整後B種取得価額等は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本4.(5)ア⑤によるB種取得価額等の調整は、当会社または当会社の子会社の取締役、監査</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>役または従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。</u></p> <p><u>イ 上記アに掲げた事由によるほか、下記A.乃至C.のいずれかに該当する場合には、当社はB種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後B種取得価額等、適用の日およびその他必要な事項を通知したうえ、B種取得価額等の調整を適切に行うものとする。</u></p> <p><u>A. 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継または新設分割のためにB種取得価額等の調整を必要とするとき。</u></p> <p><u>B. B種取得価額等を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後のB種取得価額等の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</u></p> <p><u>C. その他、発行済普通株式数（但し、当会社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によってB種取得価額等の調整を必要とするとき。</u></p> <p><u>ウ B種取得価額等の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</u></p> <p><u>エ B種取得価額等調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後B種取得価額等を適用する日に先立つ30連続取引日の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値とする。</u></p> <p><u>オ B種取得価額等の調整に際し計算を行った結果、調整後B種取得価額等と調整前B種取得価額等との差額が1円未満にとどまるときは、B種取得価額等の調整はこれを行わない。</u></p> <p><u>5. 株式の併合または分割、募集株式の割当て等</u></p> <p><u>(1) 株式の併合または分割</u> <u>当社は、B種種類株式について株式の併合または分割は行わない。</u></p> <p><u>(2) 募集株式の割当て等</u> <u>当社は、B種種類株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無</u></p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。</u></p>	
<p><u>6. 譲渡制限</u> <u>B種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。</u></p>	(削除)
<p><u>7. 法令変更等</u> <u>法令の変更等に伴いB種種類株式の内容の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。</u></p>	(削除)
<p><u>(種類株主総会)</u></p>	(削除)
<p><u>第19条の2 第15条、第16条、第18条および第19条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u></p>	(削除)
<p><u>②第17条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p>	(削除)
<p><u>③第17条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p>	(削除)
<p><u>④定時株主総会の決議事項のうち、当該決議のほか種類株主総会の決議を必要とするものがある場合における当該種類株主総会の議決権の基準日については第14条の規定を準用する。</u></p>	(削除)
<p><u>(社外取締役との責任限定契約)</u></p>	(取締役との責任限定契約)
<p>第31条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>第31条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p><u>(社外監査役との責任限定契約)</u></p>	(監査役との責任限定契約)
<p>第40条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>第40条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>